



大津市公報

平成 27 年 10 月 15 日
第 2 1 8 8 号

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

告 示	
230	道路の区域の変更について..... 1
245	地縁による団体の認可について..... 1
246	地縁による団体に係る告示事項の変更について..... 2
247	認証業務関連事務を地方公共団体情報システム機構に行わせることとした日について..... 2
248	児童福祉法による指定障害児相談支援事業者の指定について..... 3
249	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定について..... 3
250	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定特定相談支援事業者の指定について..... 3
251	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定について..... 3
公 告	
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 4
	道路位置指定公告..... 4
	農用地利用集積計画公告..... 4
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 4
	道路位置指定公告..... 5
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 5
	道路位置指定公告..... 6
教 育 委 員 会 告 示	
6	大津市指定有形文化財の指定の解除について..... 6
7	平成5年教育委員会告示第7号(大津市指定有形文化財の指定について)の一部改正..... 6

告 示

大津市告示第230号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成27年10月1日から同月14日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。
平成27年10月1日

大津市長 越 直 美

路 線 名	区 間	変 更 の 前 後 の 別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
市道東2430号線	大津市瀬田六丁目字篠部81番1地先から 大津市瀬田六丁目字篠部81番1地先まで	変更前	最小 5.1~最大12.6	23.8
		変更後	最小 4.8~最大 5.4	23.8

(平成27年10月1日掲示済)

大津市告示第245号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、次のとおり地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年10月15日

大津市長 越 直 美

- 名称 大石東町自治会
- 規約に定める目的 以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形

成に資することを目的とする。

住民相互の連携及び連絡活動

地域の環境整備活動

集会施設の維持管理

青少年育成及び地域住民の文化・体育振興に関する活動

日常生活における防犯活動、交通安全及び公害対策に関すること。

地域福祉事業の協力及び推進

市政運営に協力すること。

平常時及び災害発生時の防災・減災活動

その他本会の目的達成に必要なこと。

- 3 区域 大津市大石東一丁目、大石東二丁目、大石東三丁目1番、2番10号及び4番から9番まで、大石東四丁目22番から24番まで、大石東六丁目並びに大石東七丁目1番から5番までの区域とする。
- 4 主たる事務所 大津市大石東六丁目9番25号
- 5 代表者の住所及び氏名 大津市大石東六丁目2番7号 藤田 保一
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無 無
- 7 職務代行者の選任の有無 無
- 8 代理人の有無 無
- 9 認可年月日 平成27年10月15日

大津市告示第246号

地縁による団体に係る告示事項の変更の届出があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年10月15日

大津市長 越 直 美

地縁による団体の名称	変 更 事 項	変更年月日
山の下自治会	主たる事務所の所在地 大津市衣川一丁目3番15号 代表者の氏名及び住所 氏名 井上 互 住所 大津市衣川一丁目3番15号	平成27年4月5日
池の内東自治会	区域 大津市湖城が丘5街区（12号から15号までに限る。）、7街区から11街区まで、14街区（20号から39号までに限る。）及び15街区（28号から43号までに限る。）並びに秋葉台1街区、2街区、3街区（2号から15号まで及び31号から41号までに限る。）、4街区（1号に限る。）、5街区（7号から13号まで及び24号に限る。）、6街区（1号及び32号から47号までに限る。）、28街区（6号及び12号に限る。）、29街区（58号から60号まで及び70号から88号までに限る。）、35街区（50号に限る。）及び36街区（3号に限る。）の区域	平成27年4月5日
平尾自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 岡本 章 住所 大津市仰木四丁目14番39号	平成27年6月7日

大津市告示第247号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第65条第1項の規定により、平成27年9月25日から地方公共団体情報システム機構に認証業務関連事務を行わせることとしたの

で、同条第3項の規定により告示する。

平成27年10月15日

大津市長 越 直 美

大津市告示第248号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者として、次のものを指定した。

平成27年10月15日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	事業所番号
相談支援事業所ひなた	大津市中庄二丁目2番11号	社会福祉法人美輪湖の家大津	大津市中庄二丁目2番11号	平成27年10月1日	2570100343

大津市告示第249号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次のものを指定した。

平成27年10月15日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
らくわ	大津市横木二丁目5番5号	株式会社ウエルネット	京都市中京区聚楽廻西町191番地	就労移行支援・就労継続支援B型	平成27年10月1日	2510101435
きりん	大津市中庄二丁目2番11号	社会福祉法人美輪湖の家大津	大津市中庄二丁目2番11号	居宅介護	平成27年10月1日	2510101443

大津市告示第250号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者として、次のものを指定した。

平成27年10月15日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	事業所番号
相談支援事業所ひなた	大津市中庄二丁目2番11号	社会福祉法人美輪湖の家大津	大津市中庄二丁目2番11号	平成27年10月1日	2530100169

大津市告示第251号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

平成27年10月15日

大津市長 越 直 美

名称	所在地	自立支援医療の種類	医療の種類	指定年月日
ユタカ薬局大津市民病院前	大津市竜が丘1番3号	育成医療及び更生医療	薬局	平成27年8月3日

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成27年9月24日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市粟津町2番63号 有限会社マキ不動産販売 取締役 牧 武紀	開発区域 大津市国分一丁目字畑ヶ山 109番3、112番、139番48の 一部、同番49の一部、同番69 の一部及び141番並びに上記 地先大津市法定外道路及び普 通河川等 開発行為に関する工事の区域 大津市国分一丁目字畑ヶ山 110番2の一部、139番48の一 部、同番49の一部及び同番70 の一部並びに上記地先大津市 道及び大津市法定外道路	開発区域 2,752.54㎡ 開発行為に関する 工事の区域 243.04㎡	平成27年 9月18日	第1266号

（平成27年9月24日揭示済）

道路位置指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。

なお、関係書類は、大津市役所都市計画部建築指導課に備え、関係人の縦覧に供する。

平成27年9月25日

大津市長 越 直 美

地名・地番	申請人の住所・氏名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	本数
大津市北大路二丁目402番1及び同 番12	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手 洗水町670番地 株式会社ハウズドゥ 代表取締役 安藤 正弘	32.98	5.20	1

（平成27年9月25日揭示済）

農用地利用集積計画公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

平成27年10月1日

大津市長 越 直 美

「次のように」は省略し、当該農用地利用集積計画書を大津市役所産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。

（平成27年10月1日揭示済）

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成27年10月7日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
大津市月輪一丁目5番1号 株式会社久木野工務店 代表取締役 久木野 政教	開発区域 大津市月輪二丁目字野々宮2番4の一部、12番13、同番32の一部及び15番の一部 開発行為に関する工事の区域 大津市月輪二丁目字野々宮12番2の一部、同番55、同番56の一部及び19番2の一部並びに同町字登り坂1081番3の一部	開発区域 1,436.94㎡ 開発行為に関する工事の区域 173.42㎡	平成27年 10月6日	第1267号
京都市南区吉祥院三ノ宮町105番地 フジカ株式会社 代表取締役 藤田 好紀	大津市苗鹿一丁目字斜403番7の一部、404番1、同番3、405番1、同番4、407番3、408番1、同番3、同番5、409番1、同番2、410番1、同番2、同番3の一部、411番5の一部及び同番6の一部	7,604.59㎡	平成27年 10月6日	第1268号

(平成27年10月7日揭示済)

道路位置指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。

なお、関係書類は、大津市役所都市計画部建築指導課に備え、関係人の縦覧に供する。

平成27年10月7日

大津市長 越 直 美

地 名 ・ 地 番	申請人の住所・氏名	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	本数
大津市大萱五丁目字蓮原2935番9、同番13、同番14及び同番15	大津市国分一丁目28番39号 小嶋 謙二	18.45	6.10	1

(平成27年10月7日揭示済)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成27年10月8日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
大津市滋賀里一丁目10番25号 井元 義昭	開発区域 大津市滋賀里二丁目字家田501番、502番1、503番1、504番、同番1、同番7、同番8、505番、同番1、506	開発区域 7,009.35㎡ 開発行為に関する工事の区域 436.62㎡	平成27年 10月6日	第1269号

番、507番及び同番 1
 開発行為に関する工事の区域
 大津市滋賀里二丁目字家田
 502番 2 の一部、503番 2 の
 一部及び504番 2、同町510
 番 1 の一部並びに同町字大谷
 519番18の一部及び同番19の
 一部並びに上記地先大津市法
 定外道路及び普通河川等

(平成27年10月8日揭示済)

道路位置指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。

なお、関係書類は、大津市役所都市計画部建築指導課に備え、関係人の縦覧に供する。

平成27年10月8日

大津市長 越 直 美

地名・地番	申請人の住所・氏名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	本数
大津市坂本六丁目字袋2759番10	大津市坂本六丁目24番13号 株式会社葵建設 代表取締役 山口 月司	5.63	5.20	1

(平成27年10月8日揭示済)

教育委員会告示**大津市教育委員会告示第 6 号**

次の文化財は、平成27年9月4日付けで文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたので、大津市文化財保護条例（昭和52年条例第 2 号）第 6 条第 3 項の規定により大津市指定有形文化財の指定を解除された。

平成27年10月15日

大津市教育委員会
委員長 桶 谷 守

名称	員数	所有者	所在地
木造狛犬	1 対	若松神社	大津市大江二丁目 9 番 1 号

大津市教育委員会告示第 7 号

平成 5 年教育委員会告示第 7 号（大津市指定有形文化財の指定について）の一部を次のように改正し、平成27年9月4日から適用する。

平成27年10月15日

大津市教育委員会
委員長 桶 谷 守

大津市指定有形文化財の項を削り、次の表を加える。

名称	員数	所有者	所在地
盛安寺本堂 附 棟札 2 枚 慶安五年四月二日の記のある	1 棟	盛安寺	大津市坂本一丁目17番 1 号

もの 宝曆七年十一月吉祥日の記 のあるもの 本堂建立結縁者安穩祈願板牌 1 基 慶安五年八月十五日の 記及び天明二年の追記のある もの			
--	--	--	--